

経 済 産 業 省

20241211 貿局第1号
輸出注意事項2024第19号
経済産業省貿易経済安全保障局

「化学物質の輸出承認について」（平成18年3月15日付け輸出注意事項18第3号）等の一部を改正する規程を次のとおり制定する。

令和6年12月20日

経済産業省貿易経済安全保障局長 福永 哲郎

「化学物質の輸出承認について」等の一部改正について

「化学物質の輸出承認について」（平成18年3月15日付け輸出注意事項18第3号）等の一部を別紙の新旧対照表のとおり改正する。

附則

この規程は、令和7年1月10日から施行する。

「化学物質の輸出承認について」の一部を改正する規程新旧対照表（傍線部分は改正部分）

○化学物質の輸出承認について（平成18年3月15日付け輸出注意事項18第3号）

改 正 後			現 行		
別紙第1 1～4 （略）			別紙第1 1～4 （略）		
5 輸出貿易管理令別表第2の35の3の項（6）に掲げる貨物（化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律第2条第2項に規定する第一種特定化学物質（「輸出貿易管理令の運用について」2-1-1の（5）の表の35の3の項の「化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律第2条第2項に規定する第一種特定化学物質」の解釈の欄に規定する混合物又は製剤及び製品を含む。））			5 輸出貿易管理令別表第2の35の3の項（6）に掲げる貨物（化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律第2条第2項に規定する第一種特定化学物質（「輸出貿易管理令の運用について」2-1-1の（5）の表の35の3の項の「化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律第2条第2項に規定する第一種特定化学物質」の解釈の欄に規定する混合物又は製剤及び製品を含む。））		
化学物質の名称	CAS番号 (例示)	POP s 条約対象	化学物質の名称	CAS番号 (例示)	POP s 条約対象
(1)～(34) （略）	(略)	(略)	(1)～(34) （略）	(略)	(略)
(35) ペルフルオロオクタン酸 関連物質であって、次に掲げるもの ①・② （略） <u>③化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律施行令第1条第1項第35号ハの規定に基づき化学物質を定める省令（令和6年厚生労働省、経済産業省、環境省令第4号）に規定するもの</u>	(略)	○	(35) ペルフルオロオクタン酸 関連物質であって、次に掲げるもの ①・② （略） (新設)	(略)	○
(36) （略）	(略)	(略)	(36) （略）	(略)	(略)
別紙第2 （略）			別紙第2 （略）		

「輸出貿易管理令の運用について」の一部を改正する規程新旧対照表（傍線部分は改正部分）

○輸出貿易管理令の運用について（昭和62年11月6日付け62貿局第322号・輸出注意事項62第11号）

改 正 後			現 行		
2-1-1 輸出令別表第2に掲げられている貨物に関する輸出の承認 (1)～(4) (略) (5) 輸出令別表第2の解釈 輸出令別表第2の解釈は、次の表に掲げるところにより行う。 (略) (イ)～(ハ) (略)			2-1-1 輸出令別表第2に掲げられている貨物に関する輸出の承認 (1)～(4) (略) (5) 輸出令別表第2の解釈 輸出令別表第2の解釈は、次の表に掲げるところにより行う。 (略) (イ)～(ハ) (略)		
輸出令 別表第2の 項	輸出令別表 第2中解釈を 要する語	解 釈	輸出令 別表第2の 項	輸出令別表 第2中解釈を 要する語	解 釈
33・35	(略)	(略)	33・35	(略)	(略)
35の3	(略)	(略)	35の3	(略)	(略)
	化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律（昭和48年法律第117号）第2条第2項に規定する第一種特定化学物質	ポリ塩化ビフェニル、ポリ塩化ナフタレン（塩素数が2以上のものに限る。）、ヘキサクロロベンゼン、アルドリン、ディルドリン、エンドリン、DDT、クロルデン又はヘプタクロル（クロルデン類）、ビス（トリブチルスズ）＝オキシド、N，N′－ジトリル－パラ－フェニレンジアミン、N－トリル－N′－キシリル－パラ－フェニレンジアミン又はN，N′－ジキシリル－パラ－フェニレンジアミン、2，4，6－トリターシャリーブチルフェノール、トキサフェン、マイレックス、ケルセン又はジコホル、ヘキサクロロブター1，3－ジエン、2－（2H－1，2，3－ベンゾトリアゾール－2－イル）－4，6－ジターシャリーブチルフェノール、PFOS又はその塩、PFOSF、ペンタクロロベンゼン、アルファ－ヘキサクロロシクロヘキサン、ベーターヘキサクロロシクロヘキサン、ガンマーヘキサクロロシクロヘキサン、		化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律（昭和48年法律第117号）第2条第2項に規定する第一種特定化学物質	ポリ塩化ビフェニル、ポリ塩化ナフタレン（塩素数が2以上のものに限る。）、ヘキサクロロベンゼン、アルドリン、ディルドリン、エンドリン、DDT、クロルデン又はヘプタクロル（クロルデン類）、ビス（トリブチルスズ）＝オキシド、N，N′－ジトリル－パラ－フェニレンジアミン、N－トリル－N′－キシリル－パラ－フェニレンジアミン又はN，N′－ジキシリル－パラ－フェニレンジアミン、2，4，6－トリターシャリーブチルフェノール、トキサフェン、マイレックス、ケルセン又はジコホル、ヘキサクロロブター1，3－ジエン、2－（2H－1，2，3－ベンゾトリアゾール－2－イル）－4，6－ジターシャリーブチルフェノール、PFOS又はその塩、PFOSF、ペンタクロロベンゼン、アルファ－ヘキサクロロシクロヘキサン、ベーターヘキサクロロシクロヘキサン、ガンマーヘキサクロロシクロヘキサン、

		クロルデコン、ヘキサブロモビフェニル、テトラブロモジフェニルエーテル、ペンタブロモジフェニルエーテル、ヘキサブロモジフェニルエーテル、ヘプタブロモジフェニルエーテル、エンドスルファン又はベンゾエピン、ヘキサブロモシクロドデカン、ペンタクロロフェノール又はその塩若しくはエステル、ポリ塩化直鎖パラフィン（炭素数が10から13までのものであって、塩素の含有量が全重量の48パーセントを超えるものに限る。）、デカブロモジフェニルエーテル、PFOA若しくはペルフルオロアルカン酸（構造が分枝であって、炭素数が8のものに限る。）又はこれらの塩、ペルフルオロオクタン酸関連物質（ペルフルオロオクチル＝ヨージド、8：2フルオロテロマーアルコール、 <u>化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律施行令第1条第1項第35号ハの規定に基づき化学物質を定める省令（令和6年厚生労働省、経済産業省、環境省令第4号）に規定するもの</u> ）、ペルフルオロ（ヘキサンー1－スルホン酸）（別名PFHxS）若しくはペルフルオロ（アルカンスルホン酸）（構造が分枝であって、炭素数が6のものに限る。）又はこれらの塩並びにこれらを含有する混合物又は製剤
		(略)
35の4～ 43		

		クロルデコン、ヘキサブロモビフェニル、テトラブロモジフェニルエーテル、ペンタブロモジフェニルエーテル、ヘキサブロモジフェニルエーテル、ヘプタブロモジフェニルエーテル、エンドスルファン又はベンゾエピン、ヘキサブロモシクロドデカン、ペンタクロロフェノール又はその塩若しくはエステル、ポリ塩化直鎖パラフィン（炭素数が10から13までのものであって、塩素の含有量が全重量の48パーセントを超えるものに限る。）、デカブロモジフェニルエーテル、PFOA若しくはペルフルオロアルカン酸（構造が分枝であって、炭素数が8のものに限る。）又はこれらの塩、ペルフルオロオクタン酸関連物質（ペルフルオロオクチル＝ヨージド、8：2フルオロテロマーアルコール）、ペルフルオロ（ヘキサンー1－スルホン酸）（別名PFHxS）若しくはペルフルオロ（アルカンスルホン酸）（構造が分枝であって、炭素数が6のものに限る。）又はこれらの塩並びにこれらを含有する混合物又は製剤
		(略)
35の4～ 43		